

令和3年6月18日（金曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、
妻鹿幸二、三木和成、谷川真由美、大西陽介、
伊藤大典

開会

9時55分

協議

9時55分

（委員長）

昨日開催された総務委員会で、市議会議員の不当要求行為のおそれ事案が2件報告された。現在、当該議員は判明していないが、仮に本委員会に当該議員がいれば、本委員会の趣旨から、そのまま本委員会を開催することは道義的に問題があると思う。

6月22日に職員倫理審査会が開催されることを仄聞しているため、正副委員長としては、本日と6月21日の本委員会の開催を取りやめたいと考えている。

意見のある委員は、発言をお願いしたい。

（委員）

2日間も本委員会の開催を取りやめるとなると審査に相当影響が出る。職員倫理審査会は、通常数回開催されるため、結論が出るのに数か月かかるおそれがある。

正副委員長の判断では、その間本委員会は開催できなくなるが、長期間開催できないことは適当であるとは思えない。

対応案としては、前回の百条委員会の最終報告で、不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれ事案については、「協議会における議論には相当時間がかかることが想定されるため、当面の間、市議会議員の行為が不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれと判断された場合は、速やかに議長まで報告することを市長に求めたい。」とある。

不当要求行為のおそれの場合は、氏名は公表さ

れないが、市議会議員は、議員政治倫理条例においてその点が否定されていることから、公表すればよいという前提に立っている。

しかしながら、個人情報保護条例の規定から、不当要求行為の場合しか公表できないため、条例上の運用でそごが生じてきている。そのため、当局としては、職員倫理審査会の結果が出ないのに、氏名を公表することが困難であると思うが、市議会議員の場合は、不当要求行為のおそれでも公表すると条例改正すればよい。

また、百条委員会の最終報告は、全議員の了解の下、行われている。不当要求行為のおそれでも、議長に報告することを求めたのは、全議員覚悟の上だ。

当該議員が自発的に表明する必要があると思う。

本委員会に当該議員がいるのであれば、名のり出してもらい、その会派が責任を持って委員を差し替える、もしくは欠席してもらうことを求めて、委員会を開催すべきである。正副委員長の判断が困難であれば、議会運営委員会を開催して議論すべきである。

（委員）

本日の代表者会では、6月22日の職員倫理審査会の結果を待つてとのことであったため、特定ができないのであれば、本委員会は開催すべきでない。

（委員）

百条委員会の結果を受けて、現在ルールづくりの最中である。今後、このような事案が発生すれば、委員会が開催できない状況が続いてしまうおそれもあるため、一定のルールを本委員会でも決めておく必要があると思う。

（委員）

本委員会に当該議員がいれば大問題であり、議会に対する市民の信頼を失墜させることになる。このまま、委員会を進めることは問題だ。

（委員）

当該議員が判明すれば、それなりの処置の上、委員会を開催すればよいが、特定できないのであれば、本日及び6月21日の委員会の開催はとりあえ

ず見送ることとしてもらいたい。

(委員)

暫時休憩を取って、仮に本委員会に該当者がいた場合、その間に名のり出るのを待つてはどうか。該当議員がいる場合、本日の委員会は欠席してもらい、次回以降、委員の差し替えをしてもらうべきである。

該当議員がいないのであれば、本日と6月21日の本委員会は中止せざるを得ないと思うが、その場合でも、何か月も委員会の開催ができないという状況は問題であるため、今定例会中に議長や議会運営委員会で対応について決定してもらう必要があると思う。

(委員長)

暫時休憩する。

休憩 10時13分

**再開
協議** 11時02分
11時02分

(委員)

我が会派の三木和成議員から、発表のあった当該不当要求行為のおそれ事案については、自身の行為であると思われるため、本日の委員会は早退したいとの申出を受けたので報告する。

(委員長)

事務局、確認をされたい。

[事務局から、不当要求行為のおそれと公表された事案は、三木和成議員であったことを確認。]

(委員長)

不当要求行為のおそれのある議員が判明したことから、当初の予定どおり本委員会の審査を行うこととする。

建設局 11時03分
報告事項説明

- ・浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関すること
- ・浜手緑地（白浜地内）時計台設置事業について

(1)浜手緑地（白浜地内）時計台設置工事

質問 11時12分

(質問)

令和元年5月17日の音声データの反訳記録に「それは財政にワシが話をする。時計の話はそれでいて。」とあるが、財政課の誰と話をしたのか。

また、からくり時計の執行を見送る理由について、「設置について慎重な検討が必要であると考えられるため。」とあるが、今回は見送るが、地元と協議して別の形で時計台を設置するという事か。

(答弁)

財政課との話については分からない。

時計台の設置については、地元から要望書が提出されており、今後、改めて地元との協議が必要であると考えている。

ただし、からくり時計を前提にすることは考えていない。

今後、時計台を設置する際には、議会に報告の上で整備したいと考えている。

管理面においていろいろな問題があるため原則として公園に時計は設置しないこととしているが、過去には設置した例もある。協議の上、設置の是非について決めていきたい。

(質問)

地元自治会や松岡議員から問合せや新たな要望はないのか。

(答弁)

聞いていない。

(質問)

からくり時計を製作する業者が1社しか見つからなかったとの説明があったが、インターネットで検索すれば数社見つかる。市で業者登録している業者が1社しかないという意味か。

(答弁)

業者登録上の業務区分「役務提供」の中で、業種「広告・催事・展示」の「展示装置」に登録している業者のうち、だんじりに対する知見を有すると考えられる事業者を選定し見積りを依頼したものである。

(質問)

J R 姫路駅北側の時計台を設置した業者に問合せをしなかったのか。だんじりのからくりをどうするのかで頭の中がいっぱいであったのか。

(答弁)

J R 姫路駅北側の時計を設置した施工業者は時計メーカーであり、指摘のとおりだんじりのからくり部分が製作できるかどうかの観点から見積りを依頼する業者を検討した。

(質問)

市は発注する事業に対して、常に公正・公平を口にするが、白浜地区の案件については、特定の業者に選定が偏っているように思えるし、何か意図的なものがあるように思わざるを得ない。

音声データの反訳による資料は、一般的な会話部分を省略しているとの説明であったが、その中で特定の業者を示すことはなかったのか。

(答弁)

何度も担当者に確認したが、松岡議員から業者の指定は一切なかったと聞いている。だんじり太鼓の動きが分かる業者を選定しただけで、松岡議員にはその情報を伝えていない。

(質問)

「獅子だんじりをモチーフにしたからくり時計も設置すると聞いている。」と資料にあるが、この要望を受けるまでに、時計台を設置することを決定していたのか。

(答弁)

からくり時計に至る経緯を担当者に確認したところ、もともと音の流れる時計台の設置の要望書が提出されていたが、だんじり太鼓のグループの人から強い要望があった。松岡議員とは複合遊具の設置を検討する際に、将来的な話として、からくり時計の設置検討の話をしていただいたようだ。

(質問)

最初に時計台を設置してほしいと要望を行ったのは誰か。

(答弁)

平成31年1月21日、灘の松原自治会から会長名で

時計台の設置に関する要望が出ている。

(質問)

一般的な時計台であれば、70～80万円であり、このような一般的な時計の要望がからくり時計の要望に変わっていったと理解している。令和3年度予算における時計台設置事業の執行を見送る理由として、「からくり時計の設置は一部の意見で、必要性について広く地域の場で協議したいと考えていたが、協議できないまま現在に至っている。」とある。これはどう理解すればよいのか。

(答弁)

担当者は、要望書に基づき音の出る時計台の設置について地元と協議に入ったが、松岡議員との話合いの中で、からくり時計の設置の方向に変わっていったということである。

(質問)

地元要望を受けているため今後も協議を続けるのか。その場合、どのような時計を設置することを目指して協議するのか。

(答弁)

本委員会での意見に沿うことが前提となるが、当初、音は流れるがシンプルで壊れにくい時計台で協議していた経緯もあるため、現在、地元の総意として、どのように考えているのか確認してからの協議になると考えている。

(質問)

浜手緑地公園も地元要望があって整備を開始したが、あれだけ大規模なものになっている。地元の総意で事業を継続するとなると同じ轍を踏むおそれがあるのではないかと。公園を整備する主体者としての意思を明確にしてほしい。

(答弁)

設置費用が重要な要素になってくる。市が直近で設置した時計台は、80万円程度であり、公平公正の観点からこれを目安として協議を進めたいと考えている。

(質問)

資料の要望等の概要で、「松岡議員から国の補助金取ってきたから1億ぐらい最低でも5千万ぐら

いの遊具が設置されると聞いていた。」とある。これは事実であったのか。

(答弁)

具体的には承知していない。遊具は市の単独事業で設置しており、補助金を取ってきたという話は整合しない。

(質問)

対応結果で、「工事費用が3,500万円の姫路市で1番の規模の遊具ができる。」と回答しているが、松岡議員の発言を否定すべきであったのではないのか。

(答弁)

明確に答えるべきであったと考えている。

(要望)

その点を否定しないと、松岡議員が補助金を取ってきたから整備できると誤って思ってしまう。このようなところは気をつけてほしい。

(質問)

複雑な構造の時計は維持管理で問題が多いことを松岡議員に説明して、理解を得ようとしたのか。

(答弁)

5月17日の面談記録に記載のとおり、担当課長から、「機械式のからくり時計は壊れる頻度が高くなり浜手には向かないとの意見であった。」と説明したが、松岡議員から、既に祭りの関係者に言っているから、このからくり時計の設置を進めるよう要望があり、からくり時計の設置を検討するという形になったと認識している。

(質問)

資料を見ると担当課長は、地元の意向を聞いた上で、からくり時計の設置を明確に否定している。

しかしながら、「市場を移転せんでええゆうんやったら。」という発言のとおり、市場移転を担保に取って、松岡議員自身の嗜好を押しつけている。

また、時計台設置事業の概要説明資料に、「その後、地域の一部から、からくり時計の設置について要望があった。」と記載しているが、実質的に松岡議員と一部の地域住民の要望にすぎないことを明確にすべきである。

松岡議員は、地元要望をねじ曲げて自身の嗜好のため誇大要望し、時には、市場移転を脅しの道具に使って、実現させようとした。この点の総括をしていないと、地元の要望か松岡議員の要望かはっきり分からない。

担当職員が、地元の意見を聞いて否定しているのは事実として判明している。

松岡議員が強引に、からくり時計に莫大な予算をつぎ込もうとしていたのが真相ではないのか。

(答弁)

指摘のとおりである。

(質問)

松岡議員の強権的なやり方に当局が屈していることは伺えるが、市は継続性、平等性及び公平性が重要である。

議会や正式な委員会で一切諮らず、過去に例のないようなものに莫大な予算を計上し、事業を進めようとしたことは間違いであったと認めるのか。

(答弁)

審査案件全てにおいて認める。

(意見)

誤りを認めるのであれば、今後の時計台の設置は、先ほど他の委員から提案のあった形でしかあり得ないと思う。

(質問)

再発防止策をどのように考えているのか。

(答弁)

本事案に限らず、不適切な要望については、公平公正の観点から判断して対応したい。

(質問)

公園の時計台は、公園の種別もしくは規模によるのか。利用人数やグレードなども含めて設置基準が必要ではないのか。

(答弁)

時計台は市が設置したものもあるが、大部分は地元が設置している。設置については、長時間滞在が想定される大規模公園を前提に検討するが、管理面から故障や狂いが少ないものや太陽光を利用したものになりたいと考えている。

設置基準については、他都市の事例も調査して検討したいと考えているが、利用者目線での必要性も出てくるため、小さな公園は利用者が設置してほしい。また、大規模公園は市が設置するのであれば、長持ちするものを設置したい。

質問終了 11時42分

報告事項説明

・不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関する事

質問 11時48分

(質問)

早期に工事を行う必要があったと言うが、工事を意図的に2つに分けることは適切であったのか。

松岡議員が激怒して、工事を行うと発言してしまい、本来は入札で対応すべきものを分割して、近所の業者に見積り合わせで発注したという絵づらになっている。全体において不適切な行為を重ね続けたと捉える必要があるのではないかと。

(答弁)

入札工事を2つに分けて発注したこと、見積書の徴収において同じ業者の組合せで実施したことは、不適切な行為であったと反省している。

(質問)

松岡議員からの不当要求に対して、工事を急がないといけないと思ってしまったことに問題がある。客観的に見ると急迫性のある工事ではない。

理由を整理して、再提出資料を修正されたい。

(答弁)

資料を修正し、次回の委員会に提出したい。

(質問)

令和元年6月13日の資料の黒塗り部分に関して、具体的な名前は聞けないかもしれないが、誰のことを言っているのか。

(答弁)

自治会長である。

(質問)

自治会長の名前だけだと黒塗り部分が多すぎるのではないのか。

(答弁)

メモが残っていたため、関連している可能性があると考え資料として提出した。

質問終了 11時53分

建設局終了 11時53分

休憩 11時53分

再開 12時55分

建設局、都市局 12時55分

報告事項説明

・栗生の松原公園に関する事

質問 12時55分

(質問)

解体撤去費用における撤去建設工事費は22万円余りであるが、くみ取りも含めて幾らとなったのか。

(答弁)

全て込みで30万4,920円である。

(質問)

点字ブロックが設置されているが、どこに続いているのか。

(答弁)

神社横の西側道路の歩道から建屋北側道路を通りトイレの入り口まで設置している。

(質問)

ほかのトイレとの比較資料であるが、香寺庁舎前公園のトイレはいつ設置されたのか。

(答弁)

令和元年度に整備した。

(質問)

資料に提示されているトイレは、規模が異なり比較対象として適当ではない。多くの公園トイレを整備しているが、比較できるようなトイレはないのか。

(答弁)

最近整備したトイレで、便器数など同規模のものはない。

(質問)

香寺庁舎前の公園のトイレ設備はどのようなものか。

(答弁)

多目的トイレと男子用小便器を各 1 基設置した一番コンパクトなものだ。

(質問)

一般的な同種同規模のトイレを設置した場合の工事費が分かる資料を提供されたい。

(答弁)

都市局と相談して資料を作成し、次回委員会で報告したい。

(質問)

宗教法人等が所有する土地を使用貸借して、公園を設置した事例はほかにもあるのか。

(答弁)

北原大歳公園、苜編公園、飯田恵比酒公園、下余部池の川公園及び西多田公園の 5 か所ある。

全て神社の用地である。

(質問)

借地面積はどれぐらいか。

(答弁)

北原大歳公園は 3,281 平米、苜編公園は 1,026 平米、飯田恵比酒公園は 1,143 平米、下余部池の川公園は 512 平米、西多田公園は 1,056 平米である。

(質問)

各公園でトイレ用地として借りている面積はどれぐらいか。

(答弁)

トイレは 4 公園に設置しているが、トイレ部分だけの面積は把握していない。

(質問)

参拝に来る人の利便性を考えて、市がトイレを設置しているのか。

(答弁)

公園トイレとして、市民の利用を想定している。

(質問)

屋根の反りの関係で 150 万円弱の費用をかけて、設計変更を行っているが、どのような理由によるのか。要望もあったのか。

(答弁)

当時の営繕課長に聞き取りをしたが、要望などは聞いていないとのことであった。

推測になるが、反りを大きくすると瓦の隙間が開き、雨が吹き降りとなった場合に瓦屋根の中に水が入るので、施工業者等から変更の提案があり対応したと思われる。

(質問)

費用比較のため、内部の配置等は栗生の松原公園と同じ条件で、市が整備する一般的なトイレを積算し、単価も分かる資料を提出されたい。

(答弁)

次回の委員会で報告したい。

(質問)

栗生の松原公園のトイレは、甲 396 番 1 に設置されているが、甲 396 番 6 に設置することを検討しなかったのか。

(答弁)

当初は甲 396 番 6 に設置することも検討したが、祭りの際にみこしを置いたり、獅子舞の舞台で使用されることもあり、現在の場所に設置した。

(質問)

このトイレは、知らない人が見ると何に見えるか。

(答弁)

神社の附属建物と認識されると思う。

(質問)

公園トイレであるならば、なぜ、入り口が道路側から見て、反対方向に設置されているのか。トイレであることが容易に分かるような表示はあるのか。

(答弁)

入り口の向きについては、もともとあったトイレに合わせたものと推察するが、明確な理由は分からない。容易にトイレであると認識されるための工夫を今後検討したい。

(要望)

公園トイレと位置づけるのであれば、対応を検討されたい。

また、防犯上、これが適正なレイアウトである

のかどうかも含めて改めて考えてほしい。

(委員長)

観光客のためにトイレの設置が必要という要望で、一方で景観を重視したのかもしれないが、要望目的とは異なる仕様となっている。もう少し事情は分からないのか。

(答弁)

仕様については、観光施策だけを目的としたものではないが、松岡議員による強い要望関与があったことをヒアリングで確認している。

(質問)

公園のトイレという位置づけで整備を行ったことについて、当時の副市長から指示があったとある。どのような指示であったのか。

(答弁)

当時の副市長から指示を受けたとのメモは残っているが、内容は記載されておらず、確認できていない。

(質問)

この点が一番大事になると思う。松岡議員から強い要望があり、平成 24 年度に地元から要望書が提出され、僅か 4 か月で設置されている。要望書の提出がある前に、審議も行わず予算計上を決定したのか。

(答弁)

当初、松岡議員は当該土地を借地していた市民局に対して要望を行っていたが、市民局ではトイレ整備は困難であるとの判断であった。その後、公園のトイレであれば整備できるのではないかとの話になり、同議員も含めて協議した結果、公園トイレとして整備することの合意がなされ、連合自治会から要望書が提出されたと考えている。

(質問)

やり方が正しくない。議員の要望に対して予算措置を行い、後づけの要望書が提出されている。手順に違和感を覚えるが、検証の必要があるのではないか。

(答弁)

案件によって期間は異なるが、本事案について

言えば、要望書の提出から短期間で工事を実施しているのは異例だと思う。比較資料を作成して、次回以降の委員会で報告したい。

(質問)

経緯も含めて調査し、本事案が異例であったかどうかの検証を行い報告されたい。

(答弁)

調査結果を当該資料に加筆修正する形で、次回以降の委員会で報告したい。

(質問)

観光行政の面から確認するが、灘のけんか祭りは、どれだけの観光客を呼び込んでいるのか。また、経済効果はどれぐらいのものであるのか。

(答弁)

集客については、宵宮、本宮を合わせて大体 15 万人から 16 万人ぐらいと仄聞している。経済効果は把握できていない。

(質問)

集客数は、地元以外の人がどれぐらい来ているのか。誰の調査結果によるのか。

(答弁)

地元からのヒアリング結果である。

(質問)

松岡議員の要望に対応した結果、本市行政の公平性を大きく欠いてしまったことについて、反省が必要である。

通常の倍ぐらいの予算をかけて整備したことについて、市の判断の総括が必要ではないのか。

また、既に整備したものを撤去するわけにもいかないが、将来、改修する段階ではどのような対応をするか、方針を整理しておく必要があるのではないのか。

(答弁)

一般トイレと比較して、豪華な外観とし、神社の所有物と錯覚されるような仕様としたことは、行政として行うべきではなかったと思う。

今後の改修時には、市としての一般的な公園トイレに戻すような形で検討することを約束したい。

(要望)

白浜西山公園は女子トイレがない。その点についても留意されたい。

(質問)

今の屋根の形では災害時に破損することも想定される。そのようなときも捉えて判断されたい。

(答弁)

検討していきたい。

(質問)

要望書には、「整備に合わせて官兵衛を顕彰するなどの工夫をし。」とあるが、具体的に何か活動したのか。

(答弁)

黒田官兵衛に絡んで、地元連合自治が、具体的な活動をしたということは認識していない。

(質問)

要望の趣旨を踏まえて整備したのであれば、確認する必要があったのではないのか。

(答弁)

申し訳ない。

(質問)

公共施設の設置方針として、原則、借地に設置しないこととなっていたと思う。当該トイレの底地は無償での使用貸借契約であるが、ほかにも例はあるのか。

(答弁)

直近5年で事例はない。

(質問)

当該トイレは特異な事例との認識があるのか。

(答弁)

本市が必要な施設を建設するための用地が必要であれば、借地ではなく用地交渉を行い、取得すべきであると考えている。その観点から言えば、特殊なケースであると思う。

(委員長)

様々な意見や資料提出などの要望もあったので、しっかりまとめて委員会に提出・報告されたい。

(答弁)

資料訂正や追加資料については、次回以降の委員会で提出したい。

質問終了

13時52分

報告事項説明

- ・白浜西山公園に関すること
 - ・白浜西山公園に係る事業について
- (1) 白浜西山公園ポンプ場詳細設計等委託
 - (2) 白浜西山公園ポンプ場新設工事

質問

14時03分

(質問)

松岡議員から要望に関して「井戸知事が御旅所を見学したい。」との文言が要望書にあったが、事業執行に影響を与えたのか。

(答弁)

影響したという認識はない。

(意見)

知事も迷惑な話だと思う。影響がなかったのであれば、公の場で否定しておいてほしい。

(質問)

白浜西山公園のトイレの広さはどれくらいか。

(答弁)

11.28平方メートルである。

(質問)

栗生の松原公園に関する資料で示されていた比較トイレがちょうど12平米であった。そのトイレの工事費が1,162万円余りであり、当該トイレが2,273万円余りであるため、おおよそ倍の費用がかかっている。

設置場所や建築方法などの諸条件が異なり、一概に言えないが、割高ではないのか。

(答弁)

指摘のとおりであると思う。栗生の松原公園でも要望を受けたが、当該トイレについても同様に資料を作成の上、次回以降の委員会で報告したい。

(質問)

令和元年以前は、使用貸借契約なしに地元の土地に市のトイレが建っていたという認識でよいのか。

(答弁)

トイレを改築した際に、使用貸借部分を借りたので、指摘のとおりである。

(質問)

トイレの前の道は山の麓までアスファルトで舗装されているが、その辺りの権利関係はどのようなになっているのか。

(答弁)

旧国道250号から入ったところの広場と頂上までの通路部分を公園区域としている。

(質問)

麓の土地は神社の所有か。

(答弁)

本市の土地である。

(質問)

当該トイレの底地は妻鹿連合自治会の所有と仄聞している。使用貸借契約書を締結しているということは、同自治会は法人格を有しているのか。

(答弁)

確認の上、次回以降の委員会で報告したい。

(質問)

平成30年10月30日に松岡議員からトイレ整備の要望があり、11月1日に都市局長から建設局長に建て替えによる対応をしてはどうかと相談があり、11月2日に副市長と協議して建て替えを決定している。僅か3日で決定している。

確認するが、平成30年度に松岡議員から要望が出て、平成31年4月12日に松原八幡神社氏子総代会からトイレの建て替えについて要望書が提出されているが、他の地域からの要望はなかったのか。

(答弁)

要望書の提出はない。

(質問)

妻鹿連合自治会から要望が出ていると仄聞したがどうか。

(答弁)

要望はあった。

(質問)

平成30年にも妻鹿連合自治会から要望が出たことと仄聞している。面談記録では、同公園のトイレの建て替えについて、予算措置がされているにもかかわらず、松岡議員が令和3年は執行を止める

よう指示を出し、職員もその意向を受けてしまっている。これについてどう考えるか。

(答弁)

松岡議員は、工事完了が祭りに間に合わないのであれば、工事執行は不要という趣旨の発言をしている。予算は議会が承認し、執行するというルールから言えば、指摘のとおり不適切な判断であったと思う。

(質問)

松岡議員からの要望に対しては、どのような内容でも対応しようとするあたりが、今回の問題の全てであると思う。

妻鹿連合自治会などからも出ている要望は無視し、松岡議員から、さも最初に要望が提出されたようになってしまっている。

当該トイレの整備予算も松岡議員の鶴の一声で、僅か3日でついたり、執行が止まったりする。職員の意識もどこにあったのかとってしまうがどうか。

(答弁)

松岡議員は至るところで市場移転ができなくなる、計画を潰すといったような話をしていたため、移転に支障を来さないよう対応する必要があるという認識が職員に共通してあったと思う。

(質問)

市場移転を盾に取られて職員が要求に応じていたと思っていたが、松岡議員の要求に対して、職員もどうすれば対応できるかを説明するようなことも見られ、市場移転が原因とも言い難いように思えるし、過剰な反応である。

できない要望は、その気があれば止めることができたと思う。市場移転だけを理由とするのではなく、もう少し検証が必要ではないかと思うがどうか。

(答弁)

退職者も含めて当時の職員からの検証は可能であるため、当時の状況をもう少し掘り下げて確認し、今後の委員会で報告したい。

(要望)

追加資料は録音データの反訳であるが、当時の担当者が、なぜ松岡議員との面談において録音までしないといけないと判断していたのかを含めて検証されたい。

(質問)

当該トイレに係る令和3年度のポンプ場関係の事業は執行を停止するとの申出である。松岡議員から要望があったかもしれないが、当初所有者が不明なまま取壊しを行うなどの対応もあり、もう少し慎重に対応しないと、我々も当局に対して不信感を抱いてしまう。

また、このトイレはなぜこの仕様で設置したのか。

(答弁)

設置場所が山頂付近であり、平らな部分が少なかったため、最低限の設備となる仕様にせざるを得なかったと聞いている。

(質問)

祭りの参加者として言えば、あの場所に2つぐらい便器があっても全然足りない。祭りの当日は、仮設トイレが20基ほど設置されるが、それでも足りない状況だ。

要望書は松原八幡神社氏子総代会から提出されているが、総代会は本当に男子用と多目的トイレだけの設置を要望したのか疑問だ。灘地区の住民の中には、今回の一連の問題でほかの地区の住民から非難を受けて困惑している人もおり、当該トイレは不要で潰してもよいと考えている人もいる。

松岡議員及び総代会も含めて、どのような協議を行い、このような仕様のトイレの設置をすることを決定したのか、経緯が分かるような議事録を提出してほしい。

(答弁)

ヒアリングの幅を広げるなど、もう少し詳細を確認したい。

質問終了

14時28分

建設局終了

14時28分

建設局、産業局

14時28分

報告事項説明

- ・浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること
- ・浜手緑地（白浜地区）再整備事業について
- (1) 浜手緑地（白浜地区）防球フェンス設置工事
- (2) 浜手緑地（白浜地区）芝生植栽工事
- (3) 浜手緑地（白浜地内）西ゾーン植栽工事

質問

14時37分

(質問)

浜手緑地（白浜地区）芝生植栽工事であるが、当該公園の利用者は多いが、芝生を根づかせるための養生対策を考えているのか。

(答弁)

草滑りの芝も少し荒れている状態であり、利用場所への経路の動線をずらして誘導していきたいと考えている。

(質問)

動線誘導のためのロープを張っても、子どもたちを制限することは難しいと思う。人工芝もハイブリッド型などの優れたものもある。そのような芝を採用するなどの検討はどうか。

(答弁)

草滑りの場所も含めて、天然芝のままでよいか検討している。

(要望)

使用頻度の高い箇所は、人工芝のほうが子どもたちの安全確保のためによいと思う。費用対効果も踏まえて検討されたい。

(質問)

令和元年5月17日の面談記録であるが、松岡議員が入札に関して、自身の選挙の協力次第で業者の取扱いに優劣をつけるよう具体的に課長に指示している。明らかに入札妨害であり、不当要求行為ではないのか。

それ以降の記録を見ても、副市長も交えた面談で、会計検査を呼ぶなどと発言し、それが困るのであれば、自身の要望に応えるよう要求し続けている。

建設局は、この記録内容を分析して通常の要望活動であると判断しているのか。松岡議員の発言

は不当要求行為であると思うが、その要求に対して具体的にどのような対応を取ったのかも不明だ。その辺りを明らかにする必要がある。

(答弁)

建設局としても、今回提出した資料における松岡議員の要望内容は不当要求であったと判断している。

どの部分の発言が不当要求行為等に合致するのかが明確にするための検討が必要であると認識しており、現在総務局とも相談中である。遅まきながら、不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれに該当するのかの判断を正式に出すことを考えている。

(質問)

不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれがあるという認識の下、決裁準備をしているという理解でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

令和元年8月6日の面談記録に「日本公園施設業協会の会員のうち、それに対しての登録のある業者というような言い方を■■■■はして帰ったはずなんや、これをいちいちワシの口から言うて角がたったらアカンさかいに地元の自治会として言うてきな。」と発言がある。これは松岡議員からは言いにくいので地元を介してというように読み取れるが、どのように解釈すればよいのか。

(答弁)

我々も録音データを何度も聞き返したが、何が言いたいのか理解できなかった。

(質問)

令和元年11月18日の面談記録に松岡議員から、「澤田に戻してくれ。」「春先にかけて人事も言うとかさかい。」との発言がある。

当時の公園部長は、令和元年度は森部長であり、令和2年度は澤田部長である。この辺りについては、どう考えているのか。

(答弁)

当時の公園整備課長に確認したところ、公園整備課長を澤田課長に戻してほしいとの要望であったとのことであった。澤田部長が公園部に戻ってきた関係性は分からない。

(要望)

関連性についても精査されたい。

(質問)

令和3年度に予定している人道橋設計委託について、内容を確認したい。

(答弁)

市場に来場された人に公園で遊んでもらう構想があり、その動線として、この公園の南にある約10メートルの河川に床板をかけることを当初考えていた。

東ルートとの関係から今回整備は見送りとすることを考えている。

(質問)

複合遊具の予算を2,000万円増額したことについて、増額分は令和2年度浜手緑地（白浜地区）の予算の枠内で執行したとある。枠予算であれば、事業目的はなかったということか。

(答弁)

増額については、当局と松岡議員の間でかなり議論となっている。事業自体も長くなっており、年度をまたいだため、当該2,000万円については、令和2年度の浜手緑地（白浜地区）に充てる予算に繰越分として入れている。

(質問)

令和3年度に予定している防球フェンス設置であるが、既に整備済みの北側のフェンスの高さは何メートルか。

また、西側は何メートルの高さのフェンスを設置しようとしているのか。

(答弁)

ソフトボール場があり、その三塁側に5メートルフェンスを設置している。一塁側はもともと樹木があったため2メートルフェンスとしていたが、再整備で伐採した。公園の遊具を設置するときには、フェンスが必要であると認識していた。

(質問)

浜手緑地（白浜地区）芝生植栽工事は、強風時のほこり対策として必要とあるが、もともとあった樹木を伐採して遊びやすい状態にしたため、ほこりが立ちやすい状況になっている。

対策が必要であることは分かるが、認めてよいのか疑義があると思うがどうか。

(答弁)

元からあった樹木を伐採して公園にし、真砂土を敷いたため、ほこりが出るという指摘はもっともであり反省すべきであるが、芝生を敷くのは子どもたちが遊びやすく、けがもしにくいであろうと考えたためである。

子どもたちのためにも、当該工事は執行したいと考えている。

(意見)

子どもたちのためと言うが、もう少しきちんとした対応を当初から取っていれば、このようなことにならなかったと思う。

(質問)

浜手緑地（白浜地内）西ゾーン植栽工事は執行見送りとあるが、もう少し内容を説明されたい。

(答弁)

西ゾーンは、園路の真ん中に芝生を張る予定の箇所があったが見直し、植栽を止める。

(質問)

不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれの判断だけでなく、この音声データの反訳書資料における松岡議員から要望について、例えば、入札、公募型プロポーザル、人事異動要求、小学生へのアンケート実施の否定など、一つ一つのような結果になったかも示してほしい。

(答弁)

対応結果がこの資料で分からない要望については、因果関係が分かるような形で次回の委員会で報告したい。

(質問)

公募型プロポーザルは黒塗りであると、参加業者も結果も分からないため工夫されたい。

(答弁)

要求項目と対応結果を見やすいような形で整理して、次回の委員会で報告したい。

(質問)

令和元年5月17日の面談記録に、松岡議員は公募型プロポーザルに深く介入しようとして、イメージ図を事前に把握するため、「市長が見れるのであれば、市長のところに置いてくればよい。市長が電話してくるのは市長の勝手。」と発言している。

市長であってもプロポーザルの委員でなければ結果しか見てはいけなはずだ。このような要求を行う行為自体が不当要求行為である。

松岡議員の要求に応じて、イメージ図などを市長に見せたということはないのか。

(答弁)

記録はないが、市長に見せていないと断言できる。

(質問)

当時の担当者も含めて確認されたい。

松岡議員の行為は、結果はどうであれ不当要求行為であり、絶対に行ってはいけない行為だ。

(答弁)

確認の上、今後の委員会で報告したい。

(質問)

松岡議員は、職員に選択肢があるので、それを行うかどうかは職員の判断であり、自分は不当要求行為も違法なこともしていないという認識である。当局も松岡議員に対しては違法性があるぐらいの意識を持って対応してほしい。

(答弁)

不当要求行為もしくは不当要求行為のおそれについては、決裁手続を経て我々で判断できるが、違法性については判断できない。

そのため、不当要求行為の認定については手続を進めていきたい。

(要望)

違法かどうかの最終判断は市が行うものではないが、相手の言動には違法性があるという意識を持って対応されたい。

(委員長)

令和3年度に予算計上している浜手緑地(白浜地区)防球フェンス設置工事について、事業を進めることを承諾してもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

浜手緑地(白浜地区)芝生植栽工事については、養生の仕方などの意見もあったがどうか。

(委員)

本委員会としては承諾することとして、養生などの方法については、所管の委員会で検討してもらってはどうか。

(委員)

それでよい。

(委員長)

質問をされた委員もそれでよいか。

(委員)

それで構わない。

(委員長)

浜手緑地(白浜地内)西ゾーン植栽工事は、当局から執行を見送りたいとの申出であるが、それでよいか。

(委員)

異議なし。

質問終了

15時07分

休憩

15時07分

再開

15時26分

報告事項説明

・白浜市場線東ルートの整備に関すること

質問

15時37分

(質問)

音声データを反訳した令和2年1月29日の面談記録について、面談の時間帯と場所はどこか。また、黒塗り部分が多くて内容が分からない。県と関わりのある話のようだが、内容をもう少し詳しく説明されたい。

(答弁)

東ルートに関して、関係機関と協議する必要がある、そのための協議資料の作成に3、4か月ほどかかるとの説明を行ったものである。

(質問)

面談を行った時間と場所はどうか。

(答弁)

確認の上、次回の委員会で報告したい。

(質問)

資料を読むと「高馬さんにつないでくれ、松岡が怒っとうさかい。」とあり、高馬副市長に電話が繋がらないとさらに激怒している。松岡議員と副市長は、どのような関係だったのか。黒塗り部分ばかりで分からないが、この面談では何を協議したのか。

(答弁)

東ルートを設置するに当たり、補助金の適正化に関係する公園の協議であったり、移設物件の工業用水などの話をする中で、国に提出する資料としてどれぐらいの期間がかかるのかという質問に対して答えたものである。

(委員長)

箇所によっては全部黒塗りとなっている。助詞なども黒塗りとなっているため、我々としても文脈から推測すらもできないがどうか。

(答弁)

個人情報を含んでいるため、資料提供するに当たり、内部で黒塗りとすべき箇所を確認している。ほかに黒塗り部分を外せる箇所がないか調整したい。

(委員長)

再検討されたい。

(質問)

東ルートは中止決定したと、本会議で答弁があったが間違いないのか。

(答弁)

現在の計画については中止する。

(質問)

立ち退き予定の会社の物件移転補償費が膨れ上がった理由として、機械設備の補償工法の見直し

とあるが、どのような機械であるのか。

(答弁)

この会社は鍛造業を営んでおり、プレスをするような大型機械が何台かあるほか、たくさんの機械がある。

(質問)

当初予定の5億円程度が6億円になるのであれば理解できるが、なぜ倍になるのか。

(答弁)

具体的な金額は言えないが、機械設備補償は復元工法を原則としており、経済的合理性やその他適切と認められる場合は再築補償も認められる。

本事案は再築工法で認定していたが、いろいろ調査した結果、それでは対応しきれないという話になり、本来の原則である復元工法を取ることになり、経費がかかった。

(質問)

通常、移転補償を行う場合、一番コストが安くなる方法で開始すると思うが、どうか。

(答弁)

移設できるものであっても、新築して償却したほうに経済的合理性があれば、その工法を採用する。ただし、本市にとって経済的合理性があるだけでなく、適切と認められるかどうかは、実際それで移転が完了できるような補償金が出ていることも加味しないとイケない。本事案は、再築工法では移転できないような自己負担が発生してしまったため、余分な費用がかからないように復元工法の補償に変更した。

(質問)

一般的に全ての移転補償に対してその考え方が適用されるのか。

(答弁)

基本的にそうだ。

(質問)

中止ということは分かったが、契約自体はどうなるのか。一旦契約を破棄するのか。

(答弁)

契約はまだ締結していない。

(質問)

移転予定であった会社も今と同じ場所で操業するのか。

(答弁)

今回中止となったことによって、今のまま事業継続されていくと思う。

(質問)

東ルート整備の中止は、地元に対して説明していない。どのように伝えるのか。

(答弁)

東ルート整備については、市場の移転に伴って、アクセス道路の整備及び浜手緑地施設充実という要望を受けて進めてきたものである。地元の説明していない中で、中止を発表したということは事実であるが、今後、産業局と連携して、しかるべき時期に説明に行きたいと考えている。

また、東ルートだけでなく、公園などいろいろな課題があったので、方針決定したものについては、きちんと整理の上、説明していきたい。

(質問)

立会確認書が資料として提出されているが、前回、4案を示す時点で、ガス会社との立会議事録の有無について質問した。この立会確認書を見ると、防護板に沈下棒を仮設置とあるが、これは工事が始まる前段として試掘して、沈下観測孔の設置をしたという理解でよいのか。

(答弁)

当該資料は実施設計を行う際の資料である。

(質問)

平成30年に基本4案を作成し、ガス会社と協議を行う中で、いろいろな条件を聞いて各案の評価をしていると思うが議事録はないのか。

(答弁)

資料はない。ガス会社に出向き、聞き取りによって確認した。

(質問)

詳細設計を行うに当たって、試掘を行ったという認識でよいのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

この時点では、現在の計画で工事を始めるとい
うことが決定されていたのか。

(答弁)

そのとおりである。この試験掘りが令和2年8月
31日であったので作業に入っていた。

(質問)

先にルート案が決定した中で4案が出てきてい
るように見受けられる。どういう形で現在の計画
に決定したのか、試掘や詳細設計に至るまでの経
緯を時系列で示してほしい。

(答弁)

平成30年8月の経営会議で4案を諮って、現在の
計画を採用する決定を行った。令和元年に測量設
計の作業に入り、令和2年8月にガス管の位置確認
のために試験掘りを行ったのが大きな流れである。

資料については整理の上、今後の委員会で報告
したい。

(質問)

全て議会に報告されていないのではないのか。

(答弁)

報告していない。

(質問)

東ルートの中止に伴い、工場の立ち退きのため
に用意した移転先の用地はどうなるのか。

(答弁)

当該地は公園の緑地面積から外した形で整備し
ている。今後活用方法を検討していく必要がある
ことは認識しているが、具体的な計画を示せる状
況ではない。

(質問)

公費を投入して整備しているので、よく検討し
て有効活用してほしい。

(答弁)

議会に説明の上、審議を受けて執行できるよう
な活用方法を検討していきたい。

(質問)

10億円の物件移転補償費であるが、この事業は

市長決裁まで行っていなかったが、先行して公園
の用地から外すなどいろいろなことをしている。
誰の決裁で行ったのか。現在、移転補償の相手方
から損害賠償請求訴訟が提起されている。相手方
に市長決裁が完了していないことや計画変更とな
ることの可能性を説明しておけば、このような訴
訟は発生することはなかったと思う。この補償費
についてはないが、ほかに市長決裁が完了してい
るものがあるのか。

(答弁)

市長決裁が完了しているものはない。市場移転
に絡んで進めていた事業であるため、担当として
市長の了解がもらえるものと判断して進めていた。

また、代替地については、移転を進める中にお
いて金銭的なことは別として、上層部から早く用
意するよう指示があった。

(質問)

それは市長の決裁か指示であったのか。

(答弁)

私は市長から聞いていない。

(質問)

この点は明確にしておかないと、裁判や住民監
査請求があった場合、職員に支払いの義務が生じ
かねない。松岡議員の要望が原因であるのに、市
長決裁がなく、担当部局で勝手に事業を進めたと
なれば大変なことになる。その辺りをよく整理さ
れたい。

また、相手方は何について損害賠償請求を行っ
ているのか。

(答弁)

移転準備として既に支出した費用に対する損害
賠償請求であると聞いている。

(質問)

どの程度の金額を請求しているのか。相手方か
らの請求額であるので公表しても問題はないと思
う。

例えば、担当者が相手方に対して、契約は間違
いなく締結される、責任は持つなどと説明してい
た場合は別だが、相手方が準備をしていても市長

決裁も完了せず契約も締結していないのに、損害賠償請求が提起されるのは、それなりの理由があったと思う。本市にも過失があったかどうかも含めて、本委員会や建設委員会で報告する必要があると思うがどうか。

(答弁)

松岡議員から「移転工事を祭りまでに終わらせる。」との要求もあったが、その辺りも含めて、時系列で整理して報告したい。

(質問)

職員倫理条例における不当要求行為は、その要求が実現されたかどうかは問わない。大声を上げて机をたたき、プロポーザルの内容を事前に見ることを強要する、業者を外すことを要求するなど完全に不当要求行為である。不当要求行為に対して応じないのは公務員として当然である。

部分的な説明であると、市長決裁も完了していない案件を担当者が勝手に進めたことになり、損害賠償請求の支払いを税金ではなく、勝手な対応した職員が支払うよう求められる議論となる。きちんと整理して説明してほしい。

(答弁)

6月17日に開催された建設委員会でも指摘を受けている。整理の上、今後開催される本委員会と建設委員会で説明を行いたい。

(要望)

移転補償に関する経緯についても整理の上、報告してほしい。また、誰が決裁を行ったのかも分かる範囲で示されたい。

(質問)

松岡議員から東ルートに関わる地権者に挨拶に行くよう要望があったのか。

(答弁)

2017年12月8日付の要望記録に、松岡市議と産業局長の面談において、市場アクセス道路の東ルート新設に影響する■■■■へ挨拶をお願いしたいというのがある。

(質問)

本会議の質問でもあったが、産業局長がそれを

受けてどのような対応をしたか分かるような記録はないのか。

(答弁)

当時の産業局長に直接確認したい。

(質問)

あわせて、産業局長から建設局長へ連絡があった挨拶に行ったのか確認されたい。当時の局長が2人で挨拶に行ったような既成事実があるならば、市長決裁がなくても話が前に進んでしまうことになりかねない。佐野副市長は記憶にないと本会議で答弁されたが、それも含めて確認されたい。

(答弁)

中川前局長には確認したが、自分には行ってない、周りも行った記憶はないと確認している。

(質問)

中川前建設局長は当時局長ではなかったのではないのか。

(答弁)

部長である。局長は佐野副市長である。

(質問)

その辺りをしっかり整理して、確認されたい。

(答弁)

当時誰がどのポストに就いていたかも含めて時系列で整理して、次回以降の委員会で報告したい。

(質問)

補償方法の見直しについて、松岡議員の関与、依頼、要望、指示などはなかったのか。

(答弁)

補償担当部署には、この事業に関して、松岡議員から一切連絡等はなかった。

(質問)

このことに関する判断は相手方と当局のみで行ったのか。改めて確認したい。

(答弁)

そのとおりである。補償交渉については、権利者と担当だけで話をしており、そこに松岡議員の関与は一切なかった。

質問終了

16時15分

報告事項説明

・新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関するこ
と

質問

16時15分

(質問)

新恋の浜橋は、要望書が提出されて建設された
が、現状ではどのような車両が通行しているのか。

(答弁)

交通量調査等を実施していないため、どのよう
な車両が何台通行しているのか現時点では把握し
ていない。

(質問)

2トン車両もゆっくりすれ違うこともできない
ような構造になっている。地元への説明は松原自
治会には行っていると思うが、ほかはどうか。

(答弁)

宇佐崎地区と松原地区に対して説明会を実施し
ている。

(質問)

橋を架けるに当たって、苦情や問題提起はなか
ったのか。

(答弁)

工期に関して早く完了させるよう要望を受けた。

(質問)

この橋は地元にとって非常に危険な箇所となっ
ていると言われている。苦情も入っていると思う
し、産業局からも要望があったと思う。しっかりと
安全対策を取られたい。

(答弁)

交通量調査まで実施しなくとも、どのような車
両が通行しているのかを調査して、まずは現状把
握に努めたい。

(質問)

新恋の浜橋は、工期が2月13日に公示され、入札
が2か月半ほど遅れた4月となったが、工期の終期
は変わらなかったと施工業者から聞いた。猛暑の
中タイトスケジュールであったが、なぜ、工期を
変更することなく急がせる必要があったのか。

また、打合せのメモなどもないのか。

(答弁)

工事前から市が約束した完成時期の話があった
が、入札中止も含めて諸般の事情があり、工期が
間に合わなくなってきた中で、施工業者に無理を
お願いしたという流れである。

(質問)

架橋工事は安全第一である。本事案も議員や地
元の強い要望があったかもしれないが、工期の終
期を決めて、無理を押し込むのは最もしてはいけ
ない。担当者は相当頭を痛めたと思う。どのよう
な経緯でこのような方針が決定したのか。記録が
あれば提出されたい。

(答弁)

記録があるかどうか確認したい。

(質問)

本事案に関して最初に予算措置されたのはいつ
か。

(答弁)

最初は平成27年度である。

(質問)

平成27年度からの予算額やどのような業務を執
行してきたかなどが分かる資料を時系列で作成し
て提出されたい。

(答弁)

委託工事を含めて記録があるため、表形式で整
理して、次回の委員会で提出したい。

質問終了

16時47分

建設局、産業局終了

16時47分

閉会

16時47分